利用約款



約款の運用

第1条 スプリングフィールドゴルフクラブを利用される方(会員・非会員を問わず)は当クラブの定める会則、細則等の規定による他、本約款に従ってご利用いただくこととします。

利用契約の成立

- 第2条 1. 当クラブにおいてプレーされる方は、当日フロントで所定の名簿に署名して下さい。これにより、当クラブは署名者の施設利用をお引き受けすることになります。営業時間外(早朝・薄暮等)のご利用の場合には別に定める所定の手続きによる許可を受けて下さい。
 - 2. ゲストは原則として会員の同伴または紹介によってのみ当施設をご利用いただけます。紹介会員は、ゲストの費用並びに行為について責任を持っていただきますので、当クラブの会則、細則、本利用約款の他エチケット・マナー等を事前に詳しくお伝えおき下さい。

個人情報に関して

- 第3条 1. 当クラブは、予約時点に電話・FAX等で入手した個人情報と、プレー当日署名簿に署名いただいたプレーヤーの個人情報を、当クラブのセキュリティポリシーに則り、安全に管理いたします。
 - 2. 当クラブでは、予約および利用頂いたプレーヤーに対し、当クラブのイベント情報・営業案内などを、葉書、FAX、またはメール等でご案内する場合があります。

利用の申込み、予約金、違約金等

第4条 プレーの予約申し込み、予約金、違約金等については、 当クラブ所定に従っていただきます。

利用の拒絶

第5条 当クラブは次の場合には事前に或いは、その場で利用の継続をお断りすることがあります。

- 1. 満員でスタート時間に余裕がないとき
- 2. 会員の同伴又は紹介のないゲストで、予め当クラブの承認を得ていないとき
- 3. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
- 4. 来場時及びプレー中の服装やプレー進行において、ゴルフ規則及びエチケットに著しく違反する言動があったとき、又は他の会員やプレーヤーとの友好を損なう言動があり、注意しても改めないとき
- 5. 暴力団又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者(以下、暴力団員等という)、及び刺青等のある者の利用
- 6. 施設利用者がその事情を知りながら暴力団員等、及び刺青等のある者を同伴、或いは紹介して施設を利用させた場合
- 7. 施設利用申込み受理後、申込者又は利用者が暴力団員等、及び刺青等のある者であることが判明した場合
- 8. その他当クラブが定める会則、細則、約款等に違反するなど当クラブの施設を利用されることが好ましくない事由があるとき

休業日・開場時間

第6条 当クラブの休業日と開場時間は別に定めるところによりますが、臨時的に変更することもあります。

金銭等

第7条 金銭その他高価品については、フリーボックスを用意してありますので、ご利用下さい。但し、故障その他の事由で紛失 等発生しても、クラブではその責任を負いません。

ロッカー・携行品・自動車

- 第8条 1. ロッカー内の諸物品に事故が発生した場合、当クラブはその責任を負いません。
 - 2. ゴルフクラブなどの携行品及び駐車中の自動車について、盗難、毀損等事故が生じた場合も、当クラブはその責任を負いません。

プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナー厳守

- 第9条 ゴルフは時によりたいへん危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディーのアドバイス の如何にかかわらず、全て自己の責任でプレーをしていただきます。 特に次の諸点は危険防止のため必ずお守りください。
 - 1. プレー中は帽子類をお被りください。
 - 2. 素振りはティーマーク内の打席で、周りに人の居ないことを確認した上で行ってください。また、打順以外の方は、ティーグラウンドに立ち入らないでください。
 - 3. プレーヤーは打球について全責任を負っていただきますので、キャディー等のアドバイス如何にかかわらず、またフォアキャディが配置されている場合、その合図があっても、プレーヤーは自身の飛距離を自分で判断し、先行組に打ち込むことがないよう打球してください。
 - 4. フォアキャディの合図は、先行組が通常第二打を打ち終わり、通常の飛距離外に前進したと判断されたときの合図ですから、合図があってもプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。
 - 5. 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対出ないで下さい。
 - 6. 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断して慎重に打球して下さい。万一隣接ホールに打ち込んだ場合には、フォアーと大きな声で注意を呼び掛けてください。

隣接ホールに打ち込み、そのホールからプレーする場合、そのホールのプレーヤーに合図し邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意して下さい。

- 7. 先行組のプレーヤーが、後続組に対して打球させるときは、後続組が全員打ち終わるまで退避所又は安全な場所に退避して下さい。
- 8. ホールアウト後は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。
- 9. セルフプレーの利用にあたっては、別紙『セルフプレー注意事項』を遵守下さい。
- 10. 乗用カートの前には、走行中・停止中を問わず絶対に出ないでください。その他乗用カートの利用に際し安全確認及びプレーの円滑な進行のため、必ず事前に別に定める『乗用カート利用約款』をお読みの上、その注意事項を遵守ください。

雷鳴、地震、その他天災地変があった場合

第10条 1. 雷鳴、地震、その他天災地変があった場合には、状況に応じてカート無線により注意・避難等の連絡をしますが、現場の状況により危険と思われる場合は自己の判断にてプレーを中止し、退避所など安全と思われる場所に退避して下さい。 2. 当クラブは、落雷、地震、その他天災地変による被害について責任を負いません。

急り

第11条 プレーヤーは、自身の健康状態について常に充分配慮して下さい。 急患の場合、できる限りの努力をいたしますが、 結果 については責任を追う事ができません。

火気使用の禁止

第12条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定場所以外は厳禁します。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

プレー終了後のクラブの確認

第13条 プレーヤーは、プレー第9条終了後、自身のゴルフクラブを点検し、慎重に確認して所定の用紙にサインして下さい。 確認後におけるクラブの不足、瑕疵については当クラブは責任を負いません。

宅配便の取扱

第14条 宅配便については、その物品の受領、保管、発送等において当クラブは取次のみとし、宅配便に関する事故、破損及び内容物の過不足について当クラブは責任を負いません。

忘れ物

第15条 当クラブにおける忘れ物は、発見の日から6ヶ月お預かりいたしますので、ご本人であることを証明して期限内にお引き取りください。

練習場の利用

第16条 練習場(パッティンググリーンを含む)の利用は、原則として当日ラウンドにお越しのプレーヤー及びゴルフアカデミー受講者のみとします。但しその日の状況により会員に限り練習場のみの利用を認めることがありますので、フロントで受付の上キャディマスター室にその旨お申し出ください。

施設に損害を与えた場合

第17条 利用者の故意又は過失により、当クラブの施設に損害を与えた場合は、その損害額を賠償していただきます。

行為の禁止

- 第18条 施設内での下記の行為をお断りいたします。なお、理事会又は会社が特に許可した場合であっても、傷害等の被害を受けた場合、当クラブは一切損害賠償等の責任を負いません。
 - 1. とばく、その他風紀を乱す行為
 - 2. 当クラブ以外の者の物品販売、宣伝広告等の行為(特に許可する場合を除く)
 - 3. 利用者以外(含むギャラリー)のコース内への立ち入り(特に許可する場合を除く)
 - 4. 写真撮影、録音、録画等の行為(特に許可する場合を除く)
 - 5. 他人に迷惑を及ぼし、また不快感を与える行為
 - 6. 動物等ペット類、著しく悪臭を放つもの、銃砲刀剣類、発火・爆発のおそれがあるもの、騒音を発するもの等の持ち込み

違背の場合の責任

第19条 利用者が本利用約款等当クラブの定める規定に違背して自己に傷害等の被害を受けた場合、または第三者に損害賠償等の事故を発生させた場合、当クラブは一切その責任を負いません。

非会員の債務の保証

第20条 会員は、紹介した利用者がゴルフ場に損害を与え、損害金の支払い義務が生じたときには、利用者の債務の履行につき、 連帯して保証していただきます。

[付記] 2005年 3月13日改定 2012年11月 5日改定